

第二十回 参議院大蔵委員会會議録第一号

昭和二十九年十二月二日(木曜日)午前
十時四十四分開会

委員氏名

西郷吉之助君
委員長
理事
藤野 繁雄君
土田國太郎君
東 隆君
青柳 秀夫君
入交 太藏君
井上 清一君
木内 四郎君
西川甚五郎君
安井 謙君
杉山 昌作君
豊田 雅孝君
前田 久吉君
成瀬 幡治君
野溝 勝君
平林 剛君
森下 政一君
井村 徳二君
石坂 郷一君
木村禎八郎君

委員

土田國太郎君
小酒井義男君
東 隆君
井上 清一君
入交 太藏君
木内 四郎君
安井 謙君
豊田 雅孝君
平林 剛君
森下 政一君
木村禎八郎君

政府委員

大蔵政務次官 山本 米治君
大蔵省主計 村上孝太郎君
局法規課長
農林省農林 久宗 高君
経済局農産 保田 隆君
局長
水産庁漁政部 中村 正道君
漁船保険課長

説明員

農林省農林 久宗 高君
経済局農産 保田 隆君
局長
水産庁漁政部 中村 正道君
漁船保険課長

委員の異動

十一月三十日委員成瀬幡治君 辞任に
つき、その補欠として小酒井義男君を
議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 西郷吉之助君
理事 藤野 繁雄君

(内閣送付、予備審査)
○交付税及び譲与利配付金特別会計法
の一部を改正する法律案(内閣送
付、予備審査)

○委員長(西郷吉之助君) それでは只
今より大蔵委員会を開会いたします。

本日は最初に理事の補欠選挙の件に
ついてお諮りしたいと思います。先
月末に菊川理事が本委員会の委員を辞
任されましたので、従いまして理事
一名が欠員になっておりますので、こ
の際補欠選挙を行いたいと思ひます
が、前例によりましてこの指名は委員
長に一任せられたいと存じますが、御
異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(西郷吉之助君) 御異議ない
と認めます。

それでは理事の後任に小酒井義男委
員を指名いたします。

○委員長(西郷吉之助君) それではお
諮りいたしますが、審査並びに調査報
告書に關してでございますが、御承知
のごとく、本委員会におきましては、
第十九回国会以来、議院の議決を以て、
協同組合による保険事業に關する法律
案、接収費金庫等の処理に關する法
律案、補助金等に係る予算の執行の適
正化に關する法律案、換収解除ダイヤ
モンドの処理等に關する法律案、銀行
法の一部を改正する法律案、国有の炭
鉱医療施設の譲渡及び貸付に關する特
例法案、以上六議案の審査及び租税金

融制度及び専売事業等に關する調査を
閉会中引續いて行なつて参り、いづれ
も現在まだ結論を得ていないのでござ
います。が、本院規則第五十五条によ
りまして、委員会が閉会中その審査又
は調査を終らなかつた事件について
は、その旨の報告書を議長に提出しな
ければならないことになっております
ので、右の七件につきまして、未だ審
査調査を終了しない旨の報告書を提出
することとし、その内容等を委員長に
御一任願ひたいと存じますが、御異議
ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(西郷吉之助君) よつて御異
議ないものと認めます。さうに決定
いたします。

なお本報告書にも多数意見者の署名
を付することになっております。か
ら、順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名
藤野 繁雄 土田國太郎
小酒井義男 東 隆
井上 清一 入交 太藏
木内 四郎 安井 謙
豊田 雅孝 平林 剛
木村禎八郎

○委員長(西郷吉之助君) それではち
よつと休憩いたします。

午前十四時四十六分休憩
午後零時五十一分開会

○委員長(西郷吉之助君) それでは大
蔵委員会を再開いたします。

引續きまして本日は、政府提案にな

つております三件の提案理由の説明並
びに補足説明を聞きまして、本日はそ
れだけで、明日その三件の予備審査を
いたしたいと思ひます。

この際申し上げますが、その三件のほ
かに、衆議院の議員提案の法案が三件
ほど出る予定になっておりますので、
それはのちほどにいたしまして、明日
は政府提案の三案の予備審査をいたし
ます。土曜日は慣例によりまして委員
会は休みます。それで来週六、七、八
の三日間、連続委員会を続けて参りた
い。かように取計らいたいと思ひま
す。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(西郷吉之助君) さう取計
らいます。

それでは大蔵政務次官より三件の提
案理由の説明、事務当局より補足説明
をお願いします。

○政府委員(山本米治君) 只今議題と
なりました農業共済再保険特別会計の
歳入不足を補てんするための一般会計
から繰入金に關する法律の一部を
改正する法律案は二法律案につきま
して、その提案の理由を御説明申し上
げます。

昭和二十八年度におきましては、風
水害、冷害等が相次いで異常に発生し
たため、農業共済再保険特別会計の農
業勘定における再保険金の支払が増加
し、多額の歳入不足を生ずることが予
想されましたので、その歳入不足をう
めため、すでに、第十七回臨時国会
及び第十九回国会において御審議を願

い、成立をなまし七農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律及び農外共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律によつて、昭和二十八年年度及び昭和二十九年年度において、一般会計から繰入金八十五億円及び五十五億円をこの会計の農業勘定に繰入れることができる措置を講じたのでありますが、支払保険金確定の結果、なお、約十二億円の不足が生ずることとなりましたので、今回更に、その不足をうめるために、農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正し、一般会計から、この会計の農業勘定に繰入れることができる繰入金の限度額「五十五億円」を「六十七億円」に改めようとするものであります。

次に漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計から繰入金に關する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

漁船損害補償法の規定により、漁船の拿捕、抑留等の事故を保障事故とする特殊保険及び漁船乗組員給与保険法の規定により、漁船の乗組員の抑留を保障事故とする給与保険につきまして、昭和二十八年年度において保険事故が異常に発生いたしましたため、第十八回国会において成立いたしました、漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律によりまして、取りあへず、昭和二十八年四月一

日から同年十一月三十日までの間に於ける損失をうめるため、一般会計から、この会計の特殊保険勘定に一億七千七百萬元、給与保険勘定に七百万円を繰入れることができることとしたのであります。ところが、同年十二月以降も引続き保険事故が異常に発生し、更に、特殊保険勘定におきましては、本年三月三十一日まで約九千四百萬元、給与保険勘定におきましては、本年十月十五日までに約千五百萬元の損失を生じたのであります。これらの損失は、その事故の性質に鑑みまして、一般会計から繰入金をもつてうめることが適當であると考へられますので、今回これらの損失をうめるため、昭和二十九年年度におきまして、一般会計から、この会計の特殊保険勘定に九千四百萬元、給与保険勘定に千五百萬元を繰入れることができることとしようとするものであります。

最後に交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

今回、政府は、主として警察費にかかる財源増額の是正を図るため、昭和二十九年年度における地方交付税の総額を変更することとし、その所要額を今回の補正予算に計上いたします。もとに、別途提出の昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特別に關する法律案において、昭和二十九年年度に限り、地方交付税法第六條の規定にかかわらず、所得税及び法人税の収入額のそれぞれ百分の十九・八七四並びに酒税の収入額の百分の二十をもつて地方交付税とすることとしたのであります。これが、これに伴い、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰入れる

金額につきまして、交付税及び譲与税配付金特別会計法の改正を要することとなつたのであります。即ち従前は、同法第四條におきまして、地方交付税法第六條第二項に規定する交付税の総額に相當する金額を、予算で定めるところにより、この会計に繰り入れることになつておりましたので、ここに、同条につき昭和二十九年年度限りの特例を設けることとしたし、また、右の第四條の規定は、一般会計と特別会計との間における繰入金関係を規定したものでありますので、この際、繰入の内容について同法自体においても明確に規定することが、本特別会計を設けて経理の区分の明確を期する建前から必要かつ適切であると認められますので、あわせて同条の規定を整備することとしたをうとするものであります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。

なにとぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長（西郷吉之助君） この際なお事務当局から只今の三件の提案理由の説明に對しまして補足説明がございましたらお願いいたします。

○説明員（久保高君） 先ず農業共済再保険特別会計關係につきまして補足説明をいたします。この件は、只今の提案理由にもございまして、すでに十七回会、十九回会におきまして詳細説明いたしましたものが、予想でありましたものが確定いたしましたので、その裏打ちをするというところに足るわけでございます。補足説明で申上げる問題は尽きておるわけでございますが、一応計数が資料として差上げ

てございまして、御説明申上げておきたいと思ひます。

お手許に新旧対照文という二枚刷りのものがございまして、これの一枚めくつて頂きましたところに昭和二十八年度農業勘定収支調という表がついております。これは昭和二十八年度は御承知の通り非常な超異常の災害があつたのでございまして、これの農作物におきまします水稲、陸稲、麦、それから薩摩、これ全部を見通しました不足金の計数でございまして、総計いたしまして一番最後の欄の右の隅に百八十三億円といふのがございまして、これは昭和二十八年年度におきまします不足金でございます。本委員会におきましてたび／＼繰入問題で御説明しておりますが、経過をざつと申し上げますと、五年ごとに利率は改訂しておるわけでございますが、昭和二十七年年度が第一回の新制度になりましたために第一回の利率改訂でございまして、その当時概略六十億円の不足金が農業勘定で出ておつたわけでございます。それに対して昭和二十七年年度におきましては、幸い非常な好天に恵まれて約三十億円の黒字がございまして、一挙にバランスを相当回復したわけでございますが、不幸にいたしまして昭和二十八年年度におきまして百八十三億円という非常に膨大な赤字が出るに至つてしまつたわけでありまして、その処置でござい

ますが、裏のほうにそれが書いてございまして、その不足金百八十三億円の処置として、当初まだ災害の計数が完全には整備されておらなかつたのでありますが、相当膨大な額になりますので、

取りあへず八十五億円を第一次に入れて頂きます。その後二十九年年度予算におきましてその残を、五十五億円をうめて頂いたわけでございます。これは十九回会におきまして御審議をお願いしまして、二十九年年度予算といたしましてこれを入れたわけでございますが、あとで申し上げますように、この予算を編成いたしました当時、まだ水稲關係につきましては確定的な数字でござい

ませんでしたので、そのズレが今度の補正になつて現われて来ておるわけでございます。当時この八十五億円と五十五億円を入れて頂きます。この外に、その次に書いてございまして、すうに、二十五億円ほどどういふような不足額が生じた場合の運搬資金と申します。特別会計の中に基金勘定といふのがございまして、二十五億円の基金があるわけでございますが、通常の場合でございまして、これで対処できるのでございまして、このような大災害には、この基金を全部吐き出してしまつても當然問題にならなかつたわけでございます。二十五億円全部吐き出しまして、その他利子収入その他を加へまして、更に九億円の他を妻の未経過再保険料も支払いに當るといふことになつたわけでございます。併しそれでもなお足りない部分がございまして、それが今の計数整理から見まして若干のズレとなりまして、二十九年年度の共済掛金、即ち今年の支払に當るべき国庫負担分の中から約二億九千五百万円近い額を前入れしてしまふ、前入れせざるを得ないといふ事情になつたわけでございます。こういうわけでは百八十三億円の支払をしたわけでございますが、この際の

問題といたしまして、二十九年年度に充当すべき支払財源がそういう形で食われておりますので、その九億三千三百万円に相当いたします妻の未經過再保険料、それから水稻の再保険料の食い込まれた分、約二億四千万円というものをこの際補てんして頂く、こういったしますと、これによりまして本年度の支払に準備すべき財源が整うわけでございますので、この機会におきまして九億三千三百万円と二億九千四百円、この分を合計いたしました数字を整理いたしまして十二億円というものを加えて頂きたいということなのであります。いづれにいたしましても、前回におきましてはまだ数字が確定いたしておりませんでしたものが、この際確定いたしましたので、それを合せて頂くということでお願にしているわけでございます。

○委員長(西郷吉之助君) それでは次に中村説明員。

○説明員(中村正道君) それでは特殊保険関係並びに乗組員給与と保険の不足額について御説明申し上げます。

お手許にお配りしてありますが、横刷りの一億九百万円の算出基礎という欄に書いてございます。

特殊保険と申しますのは、すでに御承知と存じますが、漁船損害補償法におきまして特殊保険事故というのを定めてございます。それは戦争、兵乱その他これに準ずるものといたしまして、襲撃、拿捕、抑留、或いは水中の爆発物による損害を保険事故としておるものがございますが、これにつきましては、昨年非常に拿捕、抑留事件が発生いたしまして、保険金の不足を生じたわけでございます。それに対しま

して一時繰入れを見ました昨年の事故総額は、ここに替いてございますように全体といたしまして……四行目内訳のAというところでございます、昭和二十八年四月一日から二十九年の三月三十一日までの間には四億五千六百万円ほどの支払をしたわけであります。これに對しまして特殊保険の保険料として入つて参りました額は一億八千四百万円ということになつております。そして、これだけでは足りませんので、昨年の補正予算におきまして一億七千七百万円が入つております。こういたしますと、入つたものと出たものとの差引が九千四百五十四万八千円となつております。この額は大体昨年の十二月から本年の三月三十一日までの間に出了ました拿捕抑留に對する損害に當つております。この分の九千四百万円を特殊保険の勘定へ繰入れをするというわけでございます。

それから給与保険のほうは、こういう船に乗っておりました乗組員が抑留されましたときに、それに給料に相当するものを保険金として支払つておるのでありますが、こういう抑留されました船員に対して支払いました額は、昭和二十八年四月一日から二十九年三月三十一日まで二千四百万円余になつております。保険料として入つて参りましたのが千二百万円余でありまして、これに對しまして第一次に昨年度の補正予算に繰入れました額は七百万円という額になつております。そういういたしますと、昨年度の不足額がなお四百八十二万三千円ほど残つておつたこととなります。これはちよつと先ほど申上げました船のほうの場合と同じように、昨年の十二月から今年の三

月までの不足額に相当するわけでございます。二十九年度に入りましても依然として拿捕、抑留が相当発生を見ておりまして、四月から十月十五日までの間に支払つた額が二千五百万円になつております。これに對して保険料として入つて参りました額は一千五百万円、差引一千万円程度が不足しております。以上の昭和二十八年年度の不足金四百万円というものに今年度の一千万万円余を合計いたしました得た一千五百万円程度が不足する、この給与保険、この分と、先ほど申しました船体のほうの損害と合計いたしますと一億九百万円となるわけでございます。

○委員長（西郷吉之助君）次に村上法
規課長。

○政府委員(村上孝太郎君) 最初の二つの法律案につきまして簡単な数字の御説明がございましたので、私のほうから、最後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案に

つきまして簡単に実体的な説明を申し上げます。

この法律案は現在提出されております補正予算に照応して法的な整備をする法律案でございますが、当初予算におきましては、所得税、法人税の一九・六六という率のものをこの特別会計に繰入れることになりましたが、今度の補正予算におきまして警察費等の不足を補填するために、更に四十億の追加をする必要がございます。又他方、法人税の収入見込額が当初の予算に比しまして百五十億増えたという関係から、税率を改訂することになったわけでございます。

で、簡単に数字を並べますと、所得税につきましては、当初予算の収入見

込額は二千八百七十六億ございます。それから法人税の収入見込額が千八百七十六億ございまして……。

○藤野繁雄君 これは資料はないのですか。

○政府委員(村上孝太郎君) 法律案の
末尾に簡単な数字がついておるかと思

います。……それは簡単でござい
ますから、今の保険会計のごとく非常
に複雑な数字ではございませんので、
ちよつと口頭で述べさして頂きます。
この一九・六六％に当る数字が九百三

十四億、こういう数字になっておりましたが、それに今度は四十億加わりまして九百七十四億というものに対しまして、所得税の収入見込額が先ほど申し上げました二千八百七十六億であります。

すが、法人税のほうは、百五十億年度の補正予算で自然増収を見込みまして二千二十六億、こういう数字になつたものですから、この所得税と法人税とを加えました四千九百二億というものを

に對しまして、この九百七十四億の比率を求めますと、一九・八七四％にな

る、こういうふうな比率の交付税の定率の改正を要することになつたわけでございます。従来この譲与税配付金特別会計法におきましては、その第四条におきまして、地方交付税法の実体法の六条の二項というものを採引きしまして、その六条の二項につきまして、某年度から適用されますこれらの三税の百分の二十二というものが交付税になるといふふうに定義してございますが、その法律の附則におきまして、昭和二十九年度に限つて所得税と法人税につきましては、百分の一・六六だと、こういうふうに書いてございまして、読み替へるように書いてござい

す。そこでこの採引きで動いておつたわけでございますけれども、今度の修正予算で自治庁から別途提案されておりますところの昭和二十九年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案、これにおきまして、従来読み替へておりました規定を、この暫行法で、第

六条第二項にかかわらずというふう
に、第六條第二項とは別に單行法を出
すからというふうになつたものではな
く、從來のごとく四條の採引きで済ま
なかりまして、その關係で、この二

十九年度に限つては特別な定率に関する規定を作りますと同時に、従来第四条におきましては、地方公共団体に交付します金額をそのまま一般会計から特別会計に繰入れる金額というふうな

表現されておりましたのを、今度は一般会計から特別会計に繰入れます定率につきまして、独立してその定率を法律上表現する、いわばこれは法律の条文の整理でございますが、この二つ

の点から今度の法律案を提案いたしましたわけでございます。

簡単にございますが、これを以て御説明を終わります。

○委員長（西郷吉之助君） それでは只今大藏省の説明なさいました資料を、明日予備審査いたしますから、明日の委員会に全員に配るようにお願ひいたします。

それでは本日はこれにて散会いたします。

午後一時十三分散会

十一月三十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計

からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案
一、漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案
農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案
農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律（昭和二十九年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。
第一項中「五十五億円」を「六十七億円」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に関する法律案
漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に関する法律案

漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に関する法律案
漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に関する法律案

政府は、漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第三条第三

昭和二十九年十二月七日印刷

項の特殊保険の再保険事業について昭和二十八年年度における保険事故の異常な発生により生じた損失をうめるため、並びに漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百十二号）第三条の給与保険の再保険事業について昭和二十八年年度及び昭和二十九年年度における保険事故の異常な発生により生じた損失をうめるため、昭和二十九年年度において、一般会計から、漁船再保険特別会計の特殊保険勘定に九千四百万円、同会計の給与保険勘定に千五百万円を限り繰り入れることができる。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

十二月一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案
交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案
交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。
第四条を次のように改める。

（一般会計からの繰入金）
第四条 政府は、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の二十二に相当する金額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における

る地方交付税法による地方交付税に相当する金額で、またこの会計に繰り入れていない額を加算し、又は当該合算額から当該前年度以前の年度において当該地方交付税に相当する金額をこえてこの会計に繰り入れた額を控除した額に相当する金額を、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和二十九年年度に限り、改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法第四条中「所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の二十二」とあるのは、「所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の十九・八七並びに酒税の収入見込額の百分の二十」と読み替えるものとする。

昭和二十九年十二月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局